

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和4年2月15日(火)

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

福祉避難所(母子)協定施設との連携強化に向けた図上訓練等支援業務委託

(2) 業務内容

令和4年度(詳細は実施説明書による。)

- ・図上訓練、勉強会の企画、運営支援
- ・福祉避難所(母子)運営マニュアル(施設版)1施設分及びアクションカード(行動票)5施設分の作成
- ・会議体の企画、運営支援

令和5年度(予定)

- ・図上訓練、勉強会の企画、運営支援
- ・福祉避難所(母子)運営マニュアル(施設版)及びアクションカード(行動票)の作成
- ・会議体の企画、運営支援

令和6年度(予定)

- ・図上訓練、勉強会の企画、運営支援
- ・福祉避難所(母子)運営マニュアル(施設版)及びアクションカード(行動票)の作成
- ・会議体の企画、運営支援

令和5～6年度について、予算の配当額や社会状況等によって変更する可能性がある。また、仕様書調整により変更する可能性がある。

(3) 履行期間

令和4年5月上旬～令和7年3月31日(予定)

契約は単年度ごととし、各年度の本事業にかかる予算配当があること及び令和5～6年度については、前年度の履行状況が良好であることを契約締結の条件とする。

2 参加資格

福祉避難所(母子)運営事業の実施について意欲と遂行能力を有する法人であって、次に掲げる条件を全て満たす事業者であること

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。)の規定に該当しないこと
また、同条第2項による措置を現に受けていないこと
- (2) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと
- (5) 世田谷区または他自治体において、避難所運営に伴う訓練支援の受託実績があること

(6) 妊産婦及び乳児等の災害時要配慮者支援に関する専門的知識を有すること

(7) 下記の事項を熟知していること

- ・世田谷区地域防災計画
- ・世田谷区避難所運営マニュアル
- ・世田谷区及び関係する防災関係機関等の組織体制
- ・世田谷区の地理的特徴
- ・国や都の福祉避難所に関するガイドライン等

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では、提案書の提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う

4 提案書を特定するための評価基準

- (1) 福祉避難所運営や災害時における妊産婦・乳児支援に関する課題認識等のレベル
- (2) 企画提案内容の的確性・実現可能性
- (3) 実施体制（配置人材、業務責任者等の経験や資格、区との連携体制等）
- (4) 本業務に類似する事業の実績
- (5) 委託経費の見積もり金額の妥当性
- (6) プレゼンテーションでの説明内容の明確性、的確性、実現可能性

5 手続き等

(1) 担当部課

〒154-8504 世田谷区世田谷4丁目2番27号（第2庁舎2階21番窓口）

世田谷区子ども・若者部子ども育成推進課管理係

電話：03-5432-2253 ファクシミリ：03-5432-3016

E-mail：SEA02236@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期間：令和4年2月15日（火）から令和4年3月2日（水）17時まで

場所：世田谷区ホームページでの閲覧 / 方法：区ホームページからのダウンロードによる

世田谷区ホームページのトップページ > 事業者の方へ > 各種申請・契約・入札

> 協定施設との連携強化に向けた図上訓練等支援業務委託に係る公募型プロポーザル

の実施について（<https://www.city.setagaya.lg.jp/jigyosha/001/d00183663.html>）

(3) 参加表明書の提出期限、場所及び方法

期限：令和4年3月2日（水）17時まで必着

場所：上記（1）担当部課に同じ / 方法：持参または郵送（郵送は書留郵便に限る。）

(4) 質問書の提出期限及び方法

期限：令和4年3月17日（木）17時まで必着

方法：上記（1）担当部課あて電子メールによる

(5) 提案書の提出期限、場所及び方法

期限：令和4年4月7日（木）17時まで必着

場所：上記（1）担当部課に同じ / 方法：持参に限る

6 その他

- (1) 本件は、令和4年度予算の配当を条件として契約する。
- (2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約保証金は免除する。
- (4) 契約にあたっては、契約書を作成する。
- (5) 当該業務に直接関連する他業務の委託契約を、随意契約により締結する予定無し。
- (6) 参加表明書及び提案書の取り扱いについて
 - ・ 提出された参加表明書及び提案書は返却しない。選定以外の目的に使用しない。
 - ・ 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
 - ・ 参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提案を無効とする。
 - ・ 提案書類等の著作権は応募者に帰属するが、区において情報開示等が必要な場合は、当該提案書類等の内容を無償で使用できるものとする。
- (7) 本提案に係る一切の費用については、提案者の負担とする。
- (8) 本提案は、契約候補者の選定を目的とし、契約において区は選定された提案書の内容に拘束されない。
- (9) 正式な委託仕様書は、契約締結時において受託事業者と協議のうえ決定する。